

# 青森県福祉系高校修学資金 貸付事業の手引き

社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
(令和3年7月版)

## 【目次】

1	福祉系高校修学資金貸付事業について	…	1
2	様式一覧と記入例、実施要綱	…	15

# 1 福祉系高校修学資金貸付事業について

## (1) 事業の目的

この事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

## (2) 事業の実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

## (3) 貸付対象者・貸付期間・貸付の種類と金額等

この事業は、福祉系高校に在学する高校生に、福祉系高校に在学する期間、以下の(ア)～(エ)の資金のうち希望するものを、無利子で貸付します。この貸付を受けた高校生は、高校卒業後に、介護福祉士の資格登録をし、一定の条件を満たす勤務先で介護職員等として3年間継続して業務に従事することで、貸付金の返還を免除されます。（返還の免除についてはp5の「(9) 返還の債務の当然免除」を参照）

### 【貸付の種類と金額等】

(ア) 修学準備金	
①貸付時期	入学時（1年生）
②貸付内容	介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当する資金
③貸付金額	30,000 円以内（1年生の時に1回のみ送金）

(イ) 介護実習費	
①貸付時期	毎年度1回（1～3年生）
②貸付内容	介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当する資金
③貸付金額	一年度当たり 30,000 円以内（毎年度1回送金）

(ウ) 国家試験受験対策費用	
①貸付時期	毎年度1回（1～3年生）
②貸付内容	福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施するまたは民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料または参考図書等の購入費用等の経費に充当する資金
③貸付金額	一年度当たり 40,000 円以内（毎年度1回送金）

(エ) 就職準備金	
①貸付時期	福祉系高校を卒業後、就職する際（3年生）
②貸付内容	福祉系高校を卒業後、就職する際必要な経費に充当する資金 ※福祉系高校を卒業後に大学等に進学することになった場合は、就職準備金の貸付が受けられません。
③貸付金額	200,000 円以内（高校を卒業し、就職する際に1回のみ送金）

#### (4) 貸付契約について

この事業を利用するには、福祉系高校に在学する高校生とその連帯保証人と県社協の三者で貸付契約を結び、借用書を提出いただく必要があります。

#### (5) 連帯保証人について

この事業を利用するには、貸付を受けた者と連帯して債務を保証する連帯保証人が必要です。連帯保証人になることができるのは、貸付を受ける高校生の法定代理人です。

連帯保証人は原則1人必要ですが、法定代理人が連帯保証人として債務を負担することが難しい場合は、債務を負担できる連帯保証人をもう1人立てる必要があります。

#### (6) 貸付の申し込みについて

貸付を申し込む際は以下の流れで行います。

##### 【貸付の申し込みの流れ】

- ①県社協から福祉系高校へ、毎年度1回、貸付の募集の案内を送付する
- ②福祉系高校から在学する高校生へ募集の案内を周知する
- ③貸付を希望する高校生（以下「借受希望者」という）は、法定代理人と相談し、貸付を受ける資金の種類と金額、連帯保証人を決定する
- ④借受希望者は、下記㉗～㉙の申し込みに必要な書類を準備して福祉系高校へ提出する
- ⑤福祉系高校は借受希望者の書類に『推薦状』（様式②）を添えて、県社協へ提出する

## 【申し込みに必要な書類】

<借受希望者と法定代理人が用意するもの>

- ㊦『福祉系高校修学資金貸付申請書』（様式①）
- ①借受希望者の世帯全員の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）
- ㊵連帯保証人の課税証明書

<福祉系高校が用意するもの>

- ㊦借受希望者がこの事業を利用することについての『推薦状』（様式②）

## （7）貸付決定から契約締結、貸付金の送金について

借受希望者の申し込みに必要な書類一式が提出されたら、県社協ではその内容を審査して、貸付の決定を行います。貸付が決定したら、借受希望者と連帯保証人と県社協で貸付契約を締結します。契約締結後、県社協から貸付金を送金します。

※審査の結果、貸付できない場合があります

※修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用の送金は7月頃を予定していますが、借受希望者の申し込み関係書類に不備があったり、契約締結に必要な書類の提出が遅くなったりした場合、貸付金の送金が遅くなる場合があります。

## 【貸付決定・契約締結・貸付金の送金の流れ】

- ①福祉系高校から申し込みに必要な書類一式が提出されたら、県社協でその内容を審査し、貸付を決定する
- ②貸付を受けることが決定した高校生（以下「借受人」という）と借受人が在学する高校に対し、県社協から貸付決定通知書等を送付する
- ③借受人は、下記㊦～㊵の貸付契約に必要な書類を準備して県社協へ提出する（福祉系高校を通さず、郵送または持参で県社協宛に提出）
- ④県社協から借受人へ、貸付金の送金通知と『借用書』の写しを送付する
- ⑤県社協から借受人へ貸付金を送金する

## 【貸付契約に必要な書類】

- ㊦『借用書』（様式③）※借受人等が収入印紙を貼り付け、割り印したもの
- ①印鑑登録証明書 ※借用書に押印した実印が記載されたもの  
※借受人が実印登録していない場合、連帯保証人のものだけでも可
- ㊵『振込口座申請書』（様式④）  
※振込口座は借受人のものでも、法定代理人である連帯保証人のものでも可
- ⑤申請書に記載した振込口座の通帳のコピー（口座番号、名義、支店名が記載の面）

## 【在学中の送金について】

介護実習費と国家試験受験対策費用の貸付を複数年度で希望した場合と就職準備金の貸付を希望した場合、貸付金は以下のとおり送金します。

### ㊦介護実習費と国家試験受験対策費

- ・初年度：借受人が借用書を県社協へ提出した後で貸付金を送金
- ・2年度目以降：
  - ①4月末までに借受人が福祉系高校の在学証明書を県社協へ提出
  - ②県社協から借受人へ送金通知を送付
  - ③県社協から借受人へ貸付金を送金

### ①就職準備金

- ①借受人が3年生になった年の11月に、県社協から借受人へ進路調査を送付
- ②借受人は12月末までに県社協へ進路調査の回答を送付
  - ※就職準備金の貸付を申請し、借用書に記載していた場合でも、大学等に進学することになった場合は、貸付金を辞退していただきます
- ③県社協から借受人へ送金通知を送付
- ④県社協から借受人へ貸付金を送金

## (8) 貸付契約の解除と貸付の休止

借受人が、下記の㊦～㊧のいずれかに該当し、この事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合や、借受人または連帯保証人（以下「借受人等」という）が契約の解除を申し出たときは、貸付契約が解除になります。

また、借受人が年度の全期間を休学した場合や、年度の全期間について停学処分を受けた場合は、貸付契約の休止となり、その年度分の貸付金の送金は受けられません。

借受人等は、貸付契約の解除または休止に該当する事由が発生した場合は、県社協に『貸付契約の解除・休止届』（様式⑤）を提出します。

## 【この事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合】

- ㊦退学したとき。
- ㊧心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ㊨学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ㊩死亡したとき。
- ㊪その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### 【貸付契約の解除・休止の流れ】

- ①借受人等から県社協へ『貸付契約の解除・休止届』（様式⑤）を提出
- ②県社協から契約の解除、休止の承認通知を送付  
⇒契約の解除の場合：返還の対象となるのでp7の「(10) 返還」を参照  
⇒貸付契約の休止の場合：以下③～④へ
- ③休学期間が終了し、復学することが決まったら、復学前に借受人等に『貸付契約の解除・休止届』（様式⑤）を提出
- ④県社協から借受人等に対し、復学の承認通知を送付

### (9) 返還の債務の当然免除

この事業で貸付を受けた借受人は、下記の①または②に該当した場合は、借り受けた資金に関する返還の債務を免除されます。なお、免除を受けるにあたってはp6の【当然免除を受けるまでの流れ】にそって、県社協に各種書類を提出する必要があります。

### 【返還の債務が免除される場合】

- ①下記㉠～㉡の全てに該当した場合
  - ㉠福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行うこと  
※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合や国家試験に合格できなかった場合は、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合、「福祉系高校を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。
  - ①青森県内で、以下の【返還免除対象業務の対象となる勤務先】に当てはまる事業所または施設で「介護職員等（介護職員その他主たる業務が介護等の業務であるもの）」として従事すること
  - ㉡介護福祉士の登録日または介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること（この3年間の、以下「返還免除対象期間」という）
- ②返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

### 【返還免除対象業務の対象となる勤務先】

- ・ 居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設  
(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう)
- ・ 第一号訪問事業を実施する事業所  
(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう)
- ・ 第一号通所事業を実施する事業所  
(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう)

### 【当然免除を受けるまでの流れ】

- ①福祉系高校を卒業し、就職した際に、借受人から県社協へ『業務従事届』(様式⑦)と福祉系高校の卒業証明書を提出
- ②介護福祉士の資格登録をしたら、借受人から県社協へ介護福祉士登録証のコピーを提出
- ③返還免除対象業務に従事している間は、毎年1度、借受人から県社協へ『業務従事届』(様式⑦)を提出(提出時期:毎年5月31日まで)
- ④県社協へ届出している事項に変更があれば、その都度、借受人等から県社協へ下表㊦～㊫の書類を提出

	書類の名称	届出の事由
㊦	記載事項変更届 (様式⑥)	・ 借受人等の住所、氏名、電話番号に変更があった場合 ・ 転職、異動により借受人の勤務先が変わった場合 ※勤務先が変わった場合は、新しい勤務先の『業務従事届』(様式⑦)も添付
㊧	退職届 (様式⑧)	・ 借受人が勤務先を退職した場合
㊨	返還債務履行猶予 申請書 (様式⑨)	・ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、返還免除対象業務に従事することを一時中断する場合 ・ 返還期間中に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、貸付金の返還が一時的に困難になった場合
㊩	連帯保証人変更願 (様式⑩)	・ 連帯保証人を変更する場合
㊫	借受人死亡届 (様式⑪)	・ 借受人が亡くなった場合



⑤ 3年間の返還免除対象期間を満了したら、借受人は県社協へ『返還債務免除申請書』（様式⑫）を提出

⑥ 県社協は借受人の『返還債務免除申請書』（様式⑫）と、これまで提出された『業務従事届』（様式⑦）の内容を確認し、借受人の返還債務の免除の承認。承認通知の送付と併せて、貸付決定時に借受人から預かった借用書を返送

### 【返還免除対象期間の考え方】

- ・借受人が勤務先の人事異動等により、借受人の意思によらず県外で介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができます
- ・返還免除対象期間の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とします
- ・在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間も含まれます
- ・同時に2以上の市町村において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとします
- ・介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等、業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとしますが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととします

### （10）返還

借受人が下記㉗～㉙のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、下表の期間内に貸付金を返還することになります。貸付金の返還方法は月賦または半年賦の均等払方式とします。

借受人に他種の養成施設等における修学や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、返還の債務を猶予することができます。

### 【返還に該当する事由】

㉗ 貸付契約が解除されたとき。

㉙ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合や国家試験に合格できなかった場合は、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合、「福祉系高校を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。

㊦福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、青森県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき。

⇒介護職員等の業務以外の特定の業務に従事した場合は「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」へ移行します。※詳細はp9「(11)福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行」を参照

㊧青森県内で介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

㊨業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 【返還する期間】

貸付を受けた期間	貸付金を返還する期間
1年間	24か月以内
2年間	36か月以内
3年間	60か月以内

(例)1年生から3年生までの期間で福祉系高校修学資金を借りた。高校を卒業した後、県外で介護福祉士として仕事をする事になり、令和7年3月15日に県外へ引っ越した。

・貸付を受けた期間：3年間

・返還に該当する事由：青森県内で介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

・返還に該当する事由が生じた日の属する月：令和7年3月

⇒令和7年4月から60か月以内（令和12年3月まで）に貸付金を返還

### 【返還に関する手続きの流れ】

①上記の【返還に該当する事由】が発生したら、借受人等は、県社協へ『返還計画書』（様式⑬）を提出

②県社協は借受人等へ返還計画の決定通知と貸付金の振込用紙を送付

③借受人等は返還計画にそって、月賦または半年賦により貸付金を返還

④返還が完了したら、県社協から借受人等に返還の完了通知と併せて、貸付決定時に借受人から預かった借用書を返送

## (1 1) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

借受人が p6 の【返還免除対象業務の対象となる勤務先】に該当しない職場に就職し、「介護職員等の業務」に従事しなかった場合でも、下記㉗と㉘の両方に該当すれば『福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業』へ移行し、3年の間、継続して業務に従事した場合に返還が免除されます。ただし、下記㉗と㉘の条件を満たさなかった場合は、p7 の【返還に該当する事由】の㉙または㉚に該当するものとして、貸付金の返還の対象となります。

### 【福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ移行する条件】

㉗福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行っていること

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合や国家試験に合格できなかった場合は、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合、「福祉系高校を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。

㉘「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事していること

※上記㉘の対象となる業務は「公益財団法人 社会福祉振興・試験センター」のホームページに社会福祉士国家試験の相談援助業務の範囲または介護福祉士国家試験の実務経験の範囲として、最新情報が分かりやすく掲載されています。

### 【福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行の流れ】

①福祉系高校を卒業した年の5月末までに、借受人から県社協に対し、介護福祉士登録証のコピーと『業務従事届』（様式㉗）を提出する

②県社協で、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行手続きを行う

③これ以降の【当然免除を受けるまでの流れ】と【返還免除対象期間の考え方】は p6～p7 と同じ

## (1 2) 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という）に進学した場合、返還免除対象業務への従事や、貸付金の返還は猶予となり、大学等を卒業後に、猶予されていた下表㉗～㉚のいずれかの手続きを行うものとして、

## 【大学等に進学した場合の手続きの流れ】

- ①福祉系高校を卒業、進学した際に、借受人等から県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）と大学等の在学証明書を提出（5月末まで）
- ②大学等に在学中に介護福祉士の資格登録をしたら、借受人から県社協へ介護福祉士登録証のコピーを提出
- ③大学等に在学中は、毎年1度、借受人から県社協へ在学証明書を提出（5月末まで）
- ④大学等の卒業年度になったら、県社協から借受人へ進路調査を送付（11月中旬）
- ⑤借受人は、県社協へ進路調査の回答を送付（12月末まで）
- ⑥借受人が大学等を卒業したら、借受人は以下の猶予となっていた手続きを行う

## 【大学等に進学し、卒業後に行う手続き】

	手続きの内容	該当する場合	参照箇所
㊦	返還の債務の当然免除に関する手続き	大学等を卒業後、p5(9)の【返還の債務が免除される場合】に該当する場合	p6 【当然免除を受けるまでの流れ】
㊧	返還に関する手続き	大学等を卒業後、p7(10)の【返還に該当する事由】に該当する場合	p8 【返還に関する手続きの流れ】
㊨	福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行に関する手続き	大学等を卒業後、p9(11)の【福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ移行する条件】に該当する場合	p9 【福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行の流れ】

※参照箇所に書かれている「福祉系高校を卒業」を「大学等を卒業」に読み替えて運用します

### (13) 返還の債務の履行猶予

以下の①または②の条件に当てはまる場合、借受人は貸付金を返還する債務を一時的に猶予されます。返還債務の履行猶予を求める場合は、借受人は県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）を提出する必要があります。

#### 【返還の債務の履行猶予の条件】

- ①借受人が貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき  
⇒当然猶予  
…借受人が福祉系高校を卒業後に、県社協から借受人に対して貸付金の返還を求めます

②以下の㊦または㊧の事由に該当する場合に、その事由が継続している期間

⇒裁量猶予

…貸付金のうち返還期限が到来していない債務について猶予します

㊦青森県内で介護職員等の業務に従事しているとき

⇒一度返還の対象になっても、青森県内で介護職員等の業務に従事した場合、従事している間は返還を猶予します。その後、3年間、返還免除対象業務に従事すると、返還期限が到来していない債務については返還を免除されます。

㊧災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

⇒借受人に災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が発生している期間は返還を猶予し、その事由が解消された後で、県社協から借受人に返還を求めます。

### 【返還の債務の履行猶予の流れ】

①借受人等が県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）を提出

②県社協から借受人等へ債務の履行猶予の決定通知を送付

③借受人等は、返還の債務の履行猶予の条件となった事由が解消されたら、県社協に速やかに連絡

### （14）返還の債務の裁量免除

借受人が下記①～③のいずれかに該当したときは、借受人等が県社協に申し出ること、貸付額の返還の債務が、下表に定める範囲内で免除されます。ただし、下記①または②の事由については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用されます。また、借受人本人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合等については、返還債務の裁量免除は適用されません。

### 【裁量免除に該当する事由と免除の範囲】

	該当する事由	免除の範囲
①	死亡し、または障害により、貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部  ※既に返還を受けた金額を除く
②	長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
③	貸付けを受けた都道府県の区域内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき	

### 【裁量免除される負債額の計算方法】

借受人が青森県内で介護職員等の業務に従事した期間を、この事業による貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額

$$\Rightarrow \frac{\{\text{業務に従事した期間} \div (\text{貸付期間} \times 3 / 2)\} \times \text{貸付額}}$$

### 【裁量免除の手続きの流れ】

- ①借受人等は、返還債務の裁量免除に該当する事由が発生した場合、県社協に電話等で連絡する
- ②県社協は借受人等が該当する事由によって、借受人等に『返還債務免除申請書』（様式⑨）及び必要な書類の提出を求める
- ③借受人等から提出された書類等をもとに、県社協が裁量免除する額を決定する
- ④裁量免除額が貸付金の一部だった場合は、借受人等は貸付金残額に関する『返還計画書』（様式⑬）を提出する

※以下の返還に関する手続きの流れは p8 【返還に関する手続きの流れ】を参照

### （15）延滞利子

貸付金の返還対象となった借受人が、正当な理由がなく最終返還期限までに貸付金を返還しなかったときは、返還が遅れた日数に応じた延滞利子が発生します。

最終返還期限を超えて貸付金が納入されたときに、県社協は、その貸付額と滞納日数に応じた延滞利子を計算し、1,000円を超えた場合は、借受人等に対して請求します。なお、延滞利子の金額が1,000円を超えない場合は、県社協は借受人及び連帯保証人への請求を免除します。

延滞利子の計算方法は下記のとおりです。

### 【延滞利子の計算方法】

最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算

$$\Rightarrow \frac{\text{返還すべき金額} \times 0.03 \times (\text{返還すべき日の翌日から返還の日までの日数})}{365}$$

※上記で計算した額に100円未満の端数が出たときは切り捨て

## (16) その他

### ①国家試験を受験できなかった場合または合格できなかった場合の手続き

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、または国家試験に合格できなかった場合で、借受人本人が申請し、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合は、「福祉系高校を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。

国家試験を受験できなかった場合、または合格できなかった場合の流れは、以下のとおりとなります。

#### 【借受人が次回の国家試験を受験し、合格する意思がある場合】

㊦借受人が県社協に『受験予定申出書』（様式⑮）を提出

①県社協が受験予定の承認を通知

㊧借受人が次回の国家試験を受験し、合格したら、介護福祉士登録証のコピーを県社協へ提出

※合格できずに次回の国家試験を受験する場合は、再度『受験予定申出書』（様式⑮）を県社協へ提出

#### 【借受人が国家試験を受験しない場合】

㊦国家試験を受験しない場合、契約の解除となるため、借受人が県社協へ「貸付契約の解除・休止届」（様式⑤）を提出

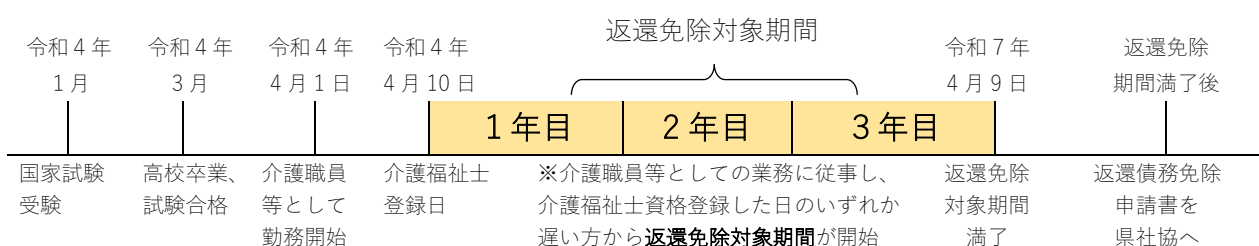
①県社協から借受人へ契約解除の承認通知を送付

※契約解除の場合、貸付金の返還対象となるため、以降の手続きはp7の「(10) 返還」を参照

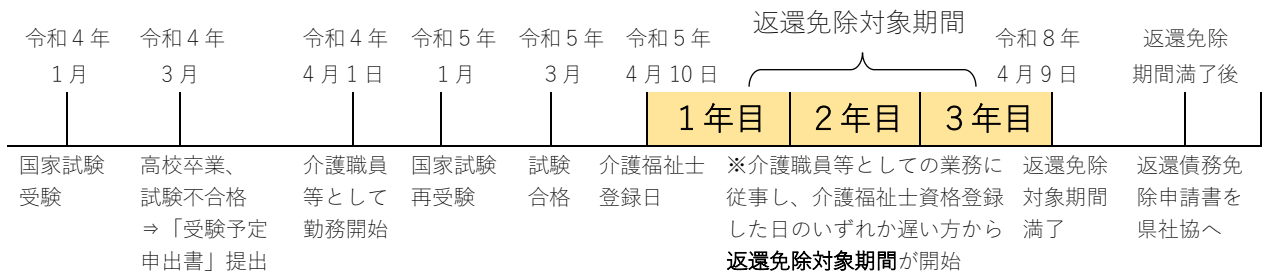
### ②返還免除対象期間について

返還の債務が免除されるにはp5【返還の債務が免除される場合】に該当する必要がありますので、返還免除対象期間が始まる日の考え方は以下のようになります。

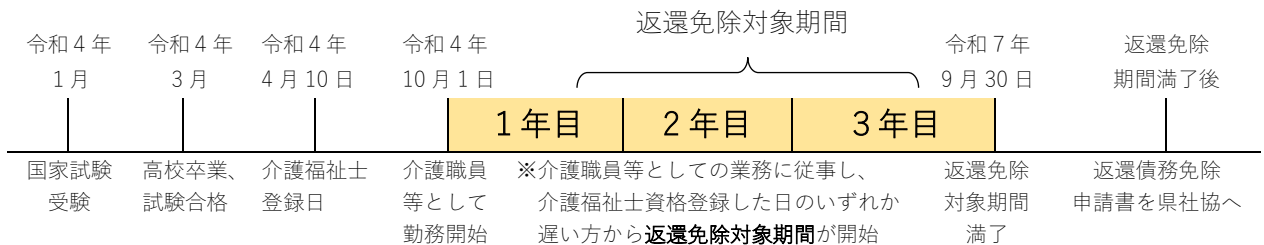
(例1) 令和4年3月の高校卒業時に国家試験に合格し、同年4月から返還免除対象業務に従事して介護職員等として働き、介護福祉士登録日が同年4月10日の場合



(例2) 令和4年3月の高校卒業時の国家試験は不合格だが、同年4月から介護職員等として勤務。令和5年3月に国家試験を合格。介護福祉士登録日が同年4月10日の場合



(例3) 令和4年3月の高校卒業時に国家試験に合格し、介護福祉士登録日が同年4月10日。同年10月1日から返還免除対象業務に従事し介護職員等として働いた場合





## 2 様式一覧と記入例、実施要綱

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
様式 ①	福祉系高校修学資金 貸付申請書	16	18
様式 ②	福祉系高校修学資金 推薦状	20	21
様式 ③	福祉系高校修学資金 借用書	22	23
様式 ④	福祉系高校修学資金 振込口座申請（変更）書	24	25
様式 ⑤	福祉系高校修学資金 貸付契約の解除・休止届	26	27
様式 ⑥	福祉系高校修学資金 記載事項変更届	28	29
様式 ⑦	福祉系高校修学資金 業務従事届	30	31
様式 ⑧	福祉系高校修学資金 退職届	32	33
様式 ⑨	福祉系高校修学資金 返還債務履行猶予申請書	34	35
様式 ⑩	福祉系高校修学資金 連帯保証人変更願	36	37
様式 ⑪	福祉系高校修学資金 借受人死亡届	38	39
様式 ⑫	福祉系高校修学資金 返還債務免除申請書	40	41
様式 ⑬	福祉系高校修学資金 返還計画書	42	43
様式 ⑭	福祉系高校修学資金 返還方法変更届	44	45
様式 ⑮	福祉系高校修学資金 受験予定申出書	46	47

実施要綱	ページ
青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱	48

## 福祉系高校修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

福祉系高校修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。  
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

養成施設(学科)名				
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	第 学年		
氏名	(フリガナ)			
	Ⓜ			
生年月日	年 月 日( 歳)	性別	男 ・ 女	
現住所	〒 — 電話番号 ( ) 携帯電話 ( )			
住民票の住所 上記現住所と異なる 場合のみ記入	〒 —	(住民票を異動していない理由)		
借入希望期間 及び金額	年 月 から 年 月 まで ( か月間)			
	①修学準備金	円 (入学時のみ30,000円以内)		
	内訳: ・被服費	円	・学用品、参考図書購入費	円
	②介護実習費	円 = (年額30,000円以内) × 年度		
	内訳: (1年度分) ・教材費	円	・保険料	円
	・交通費	円	・その他実習に必要な経費	円
③国家試験受験対策費用	円 = (年額40,000円以内) × 年度			
④就職準備金	円 (卒業時のみ200,000円以内)			
※ 就職準備金については、卒業後すぐに就職する予定の方のみ申請可能です。				
※ <u>上記①~④のいずれも、入学金及び授業料に充てることはできません。</u>				
希望額合計①+②+③+④		合計	円	
他の貸付金の 借入状況	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		卒業後の希望就職先(施設の種別等)	
	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金)		(第一希望)	
	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 その他(名称 )		(第二希望)	
貸付を受けるに あたっての 意思確認	私は、福祉系高校修学資金を申し込むにあたり「青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」及び「福祉系高校修学資金の手引き」並びに「募集要項」の内容を理解しました。 貸付を受けた場合、返還の債務の当然免除の要件を満たさなかったときは貸付金を返還すること、また、従事した職種によって「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することに同意します。			
		申請者署名:		

申請者以外の 家族の状況 ※申請者と同一生 計の家族	氏名	年齢	続柄	勤務先／学校名等	前年の年収(税込)

連帯保証人の 状況 (法定代理人)	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	氏名		申請者から見た続柄			
	〒		-		自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)				
		電話番号 ( )				
(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他						
(職種)		(年収)			円	

上記申請者が修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。  
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 ⑩

連帯保証人の 状況 ※法定代理人が連 帯して債務を負担 することが難しい場 合のみ	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	氏名		申請者から見た続柄			
	〒		-		自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)				
		電話番号 ( )				
(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他						
(職種)		(年収)			円	

上記申請者が修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。  
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 ⑩

## 福祉系高校修学資金貸付申請書

記入例

令和3年 4月 20日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

福祉系高校修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。  
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

養成施設(学科)名	青森福祉高等学校 介護福祉科		
在学期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日	第 1 学年	
氏名	(フリガナ) アオモリ ハナコ 青森 花子	青森	
生年月日	平成 17 年 4 月 2 日 ( 16 歳)		
現住所	〒 030 - 0822 青森市中央1丁目〇-〇 学生寮A棟 電話番号 ( ) 携帯電話 080 ( 1234 ) ××××		
住民票の住所 上記現住所と異なる 場合のみ記入	〒 036 - 8063 弘前市宮園2丁目□-□	(住民票を異動していない理由) 卒業後は寮を出て、実家に戻るため	
借入希望期間 及び金額	令和 3年 4月 から 令和 6年 3月 まで ( 36 か月間) ①修学準備金 30,000 円 (入学時のみ30,000円以内) 内訳: ・被服費 20,000 円 ・学用品、参考図書購入費 10,000 円 ②介護実習費 90,000 円 =(年額30,000円以内) × 3 年度 内訳: (1年度分) ・教材費 18,000 円 ・保険料 2,000 円 ・交通費 10,000 円 ・その他実習に必要な経費 0 円 ③国家試験受験対策費用 120,000 円 =(年額40,000円以内) × 3 年度 ④就職準備金 200,000 円 (卒業時のみ200,000円以内) ※ 就職準備金については、卒業後すぐに就職する予定の方のみ申請可能です。 ※ <u>上記①~④のいずれも、入学金及び授業料に充てることはできません。</u> 希望額合計①+②+③+④ 合計 440,000 円		
他の貸付金の 借入状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	卒業後の希望就職先(施設の種別等)	
※該当する ものに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金) <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 その他(名称 )	(第一希望) デイサービスセンター (第二希望) ヘルパーステーション	
貸付を受けるに あたっての 意思確認	私は、福祉系高校修学資金を申し込むにあたり「青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」及び「福祉系高校修学資金の手引き」並びに「募集要項」の内容を理解しました。 貸付を受けた場合、返還の債務の当然免除の要件を満たさなかったときは貸付金を返還すること、また、従事した職種によって「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することに同意します。 申請者署名: 青森 花子		

※裏面あり

申請者以外の 家族の状況  ※申請者と同一 生計の家族	氏名	年齢	続柄	勤務先/学校名等	前年の年収(税込)
	青森 太郎	45	父	株式会社青森塗装	3,000,000円
	青森 洋子	43	母	専業主婦	0円
	青森 一郎	21	兄	(株) 青森アパレル	1,400,000円
	青森 次郎	11	弟	市立中央小学校	0円
	青森 ヨシ子	75	祖母	無職	0円

連帯保証人の 状況 (法定代理人)	(フリガナ) アオモリ タロウ		生年月日	昭和51年 5月 5日 (45歳)		
	氏名 青森 太郎		申請者から見た続柄		父	
	〒 036 - 8063		自宅電話		0172 ( △△ ) 5678	
	弘前市宮園2丁目□-□		携帯電話		090 ( 2345 ) 〇〇〇〇	
	勤務先等	(名称)	株式会社青森塗装			
		(所在地)	〒036-8003		弘前市駅前町1-×-×	
		電話番号 0172 (××) 7890				
(雇用形態)		<input checked="" type="radio"/> 正規職員 ・ <input type="radio"/> 非正規職員 ( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート ) ・ 自営業 ・ その他				
(職種)		営業職		(年収)	3,000,000円	

上記申請者が修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。  
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 青森 太郎



連帯保証人の 状況  ※法定代理人が連 帯して債務を負担 することが難しい場 合のみ	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	氏名		申請者から見た続柄			
	〒 -		自宅電話		( )	
			携帯電話		( )	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)			電話番号 ( )	
(雇用形態)		<input type="radio"/> 正規職員 ・ <input type="radio"/> 非正規職員 ( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート ) ・ 自営業 ・ その他				
(職種)				(年収)	円	

上記申請者が修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。  
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人



## 福祉系高校修学資金 推薦状

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

高等学校等の所在地 〒 -

電話 ( )

高等学校等の名称

高等学校等の長の職名及び氏名

⑩

担当部署・電話番号	電話番号 ( )		
担当者役職		担当者氏名	(フリガナ)

下記の者は、福祉系高校修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学科名				
在学期間	年 月 日～	年 月 日( か月)	学年	第 年
氏名	(フリガナ)			
所見 (人物・成績・経済状況等)	※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。			
推薦理由				

## 福祉系高校修学資金 推薦状

令和 3年 4月 15日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

高等学校等の所在地 〒 030 - 0822

青森市中央■丁目〇〇-〇〇

電話 017 (723 ) ××××

高等学校等の名称

高等学校等の長の職名及び氏名 青森福祉高等学校長 福祉田 大

青森福祉  
高等学校  
長之印

担当部署・電話番号	進路指導部		
	電話番号 017 ( △△△ ) 1234		
担当者役職	指導係	担当者氏名	(フリガナ) フクシ サプロウ
			福祉 三郎

下記の者は、福祉系高校修学資金等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学科名	介護福祉科		
在学期間	令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月 31日(36か月)	学年	第 1 年
氏名	(フリガナ) アオモリ ハナコ		
	青森 花子		
所見 (人物・成績・経済状況等)	※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。  誰とでもすぐに打ち解ける順応性があり、特に困っている人を放っておけないことから、周囲からの人望も厚いです。 介護に関する様々なことに興味を抱き、授業も積極的に参加しています。また、委員会では委員長にも立候補し、率先して意見を述べています。 卒業後は、取得した資格を活かして生まれ育った土地に貢献したいという強い思いから、受験勉強にも余念がありません。		
推薦理由	6人家族であり、そのうち収入があるのが父と兄だけで、兄は今年からコロナの影響により収入が不安定、加えて祖母も持病のため入退院を繰り返しているため、家計が苦しい状態です。 地元で介護職員として働き、地域に貢献したいという本人の強い思いと、将来的には管理職の立場で介護の仕事に携わりたいので、勉学に励みたいという明確な目標を持っていますので、よろしく願いいたします。		

## 福祉系高校修学資金 借用書

印紙 割印

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

この日付は県社協で記入 ↓

年 月 日

貸付番号		高校名	
フリガナ		郵便番号	〒 —
借受人 氏名	印	住所	
電話番号		生年月日	年 月 日

私は次のとおり青森県福祉系高校修学資金の貸付を受けました。

つきましては、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、高校卒業後は介護福祉士の資格を取得し、青森県内の介護職員等の業務に従事することを誓約します。また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、貸付金を返還します。

なお、本事業実施要綱第9条の規定に該当する場合は、私の受けた貸付が「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することに同意します。

借用期間	年 月 から	年 月 まで	か月
借用金額	円		
内 訳	修学準備金	円 (入学時1回限り 30,000円以内)	
	介護実習費	円 (1年度に30,000円以内× 年度)	
	国家試験受験対策費用	円 (1年度に40,000円以内× 年度)	
	就職準備金	円 (就職時1回限り 200,000円以内)	

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

【連帯保証人】 (法定代理人)

連帯保証人 氏名	実印	借受人 との続柄	
住所		電話 番号	

【連帯保証人】 ※連帯保証人が2人の場合のみ下記を記入

連帯保証人 氏名	実印	借受人 との続柄	
住所		電話 番号	



## 福祉系高校修学資金 借用書

印紙

青森

記入例

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

この  
年借用金額に応じた収入  
印紙を購入し、貼り付  
けたうえで、割り印し  
てください

貸付番号	1234	高校名	青森福祉高等学校
フリガナ	アオモリ ハナコ	郵便番号	〒 030 - 0822
借受人 氏名	青森 花子	住所	青森市中央1丁目〇-〇 学生寮A棟
電話番号	080 (1234) ××××	生年月日	平成17 年 4 月 2 日

私は次のとおり青森県福祉系高校修学資金の貸付を受けました。

つきましては、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、高校卒業後は介護福祉士の資格を取得し、青森県内の介護職員等の業務に従事することを誓約します。また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、貸付金を返還します。

なお、本事業実施要綱第9条の規定に該当する場合は、私の受けた貸付が「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することに同意します。

借用期間	令和 3 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで 36 か月		
借用金額	440,000 円		
内 訳	修学準備金	30,000 円	(入学時1回限り 30,000円以内)
	介護実習費	30,000 円	(1年度に30,000円以内× 3年度)
	国家試験受験対策費用	40,000 円	(1年度に40,000円以内× 3年度)
	就職準備金	200,000 円	(就職時1回限り 200,000円以内)

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

## 【連帯保証人】(法定代理人)

連帯保証人 氏名	青森 太郎	借受人 との続柄	父
住所	弘前市宮園2丁目□	電話 番号	090(2345)〇〇〇〇

実印で押印し、印鑑登録証  
明書を同封してください

## 【連帯保証人】

※連帯保証人が2人の場合のみ下記を記入

連帯保証人 氏名		借受人 との続柄	
住所		電話 番号	





## 福祉系高校修学資金 貸付契約の解除・休止届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 号

氏 名 ⑩

住 所 〒 -

電話番号 ( )

下記の事項について、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退(契約解除)
届出内容 ※該当する番号に○をつけてください	1 養成施設等の休学 2 養成施設等の停学 3 養成施設等の退学 4 養成施設等の留年 5 養成施設等の復学 6 転学・進路変更 7 その他(その事実を証明する書類を添付してください。)
届出理由	※具体的に記入してください。
休学・停学期間	年 月 日 ~ 年 月 日
届出事項の発生日	年 月 日

※届出理由1～6の場合は、福祉系高校等の長の証明を受けて、その証明書も提出してください。

※届出理由3の場合で、既に貸付金の交付(青森県社協からの貸付金を受け取った)後に、貸付辞退(契約解除)をする場合は、「返還計画書」を併せて提出してください。

## 福祉系高校修学資金 貸付契約の解除・休止届

令和 3年 7月 25日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 1234 号  
氏名 青森 花子  
住所 〒030-0822  
青森市中央1丁目〇-〇 学生寮A棟  
電話番号 080 (1234) ××××

青森

下記の事項について、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退(契約解除)
届出内容 ※該当する番号に〇をつけてください	① 養成施設等の休学 ② 養成施設等の停学 ③ 養成施設等の退学 ④ 養成施設等の留年 ⑤ 養成施設等の復学 ⑥ 転学・進路変更 ⑦ その他(その事実を証明する書類を添付してください。)
届出理由	※具体的に記入してください。 持病の手術のため入院することになったため。
休学・停学期間	令和3年8月1日～令和4年3月31日(予定)
届出事項の発生日	令和3年 7月 20日

※届出理由1～6の場合は、福祉系高校等の長の証明を受けて、その証明書も提出してください。

※届出理由3の場合で、既に貸付金の交付(青森県社協からの貸付金を受け取った)後に、貸付辞退(契約解除)をする場合は、「返還計画書」を併せて提出してください。

福祉系高校修学資金 記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長  
殿

貸付番号 第 号  
借受人氏名 ⑩  
〒 -  
住 所  
電話番号 ( )

届出事項に変更があったので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	連帯保証人の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先	
変更発生 年月日	年 月 日	
借受人	新	旧
	(フリガナ) 氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	( )
	勤務先名称	
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ( )
連帯保証人	(フリガナ) 氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	( )
	勤務先名称	
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ( )
添付書類 提出前に☐に☑してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更 ⇒ 住民票 <input type="checkbox"/>	
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更 ⇒ 戸籍抄本 <input type="checkbox"/>	
	借受人の勤務先の変更 ⇒ 退職届及び業務従事届 <input type="checkbox"/>	

## 福祉系高校修学資金 記載事項変更届

令和 6年 4月 5日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長  
殿貸付番号 第 1234  
借受人氏名 青森 花子 (青森)  
〒036-8063  
住所 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 080 (1234) ××××

届出事項に変更があったので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
	連帯保証人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
変更発生 年月日	令和 6年 3月 30日				
借受人	新			旧	
	(フリガナ) 氏名				
	住所	〒036-8063 弘前市宮園2丁目□-□		〒030-0822 青森市中央1丁目○-○ 学生寮A棟	
	電話番号	( )		( )	
	勤務先名称				
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ( )		〒 - 電話番号 ( )	
連帯保証人	(フリガナ) 氏名				
	住所	〒 -		〒 -	
	電話番号	( )		( )	
	勤務先名称				
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ( )		〒 - 電話番号 ( )	
添付書類 提出前に☐に☑してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更	⇒	住民票	<input checked="" type="checkbox"/>	
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更	⇒	戸籍抄本	<input type="checkbox"/>	
	借受人の勤務先の変更	⇒	退職届及び業務従事届	<input type="checkbox"/>	

福祉系高校修学資金 業務従事届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 号	
現住所	〒 ー 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )	
フリガナ		生年月日
氏名	㊟	年 月 日 ( 歳)

返還免除対象業務に従事したので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 ー 電話 ( )	
	施設名及び所属団体名		
	業務従事先の業種 ※該当するものに ☑してください。	<input type="checkbox"/> 居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設 (介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規程する居宅サービス等) <input type="checkbox"/> 第一号訪問事業を実施する事業所 (介護保険法第115条の45第1項第1号イに規程する第一号訪問事業) <input type="checkbox"/> 第一号通所事業を実施する事業所 (介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規程する第一号通所事業) <input type="checkbox"/> その他( ) 根拠法律( )	
	職種 ※該当するものに ☑してください。	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外( )	
	勤務形態 ※該当するものに ☑してください。	<input type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)	
在籍期間 (証明期間)	年 月 日 から	ア. 年 月 日まで	
		イ. この届出を記入した日にちまで	
介護等の業務 従事日数	年間の介護従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で 従事しなかった日を除いた日数	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満 ( 日)	
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし		
中断の理由			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長  
の職及び氏名





## 福祉系高校修学資金 業務従事届

令和6年5月31日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

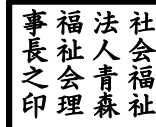
貸付番号	第 1234 号
現住所	〒036-8063 弘前市宮園2丁目□-□ 自宅電話 ( ) 携帯電話 080 ( 1234 ) ××××
フリガナ	アオモリ ハナコ
氏名	青森 花子
	生年月日 平成17年 4月 2日 (20歳)

返還免除対象業務に従事したので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒036-8171 弘前市取上1丁目□-△ 電話 0172 ( ×× ) 7890
	施設名及び所属団体名	デイサービスセンターりんご園
	業務従事先の業種 ※該当するものに ☑してください。	<input type="checkbox"/> 居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設 (介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等) <input type="checkbox"/> 第一号訪問事業を実施する事業所 (介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業) <input checked="" type="checkbox"/> 第一号通所事業を実施する事業所 (介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業) <input type="checkbox"/> その他( ) 根拠法律( )
	職種 ※該当するものに ☑してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外( )
	勤務形態 ※該当するものに ☑してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)
在籍期間 (証明期間)	令和 6年 4月 1日から	ア. 年 月 日まで イ. この届出を記入した日にちまで
介護等の業務 従事日数	年間の介護従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で 従事しなかった日を除いた日数	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満 ( 日)
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
中断の理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 6年 4月 30日

業務従事先の施設(所属団体)の長  
の職及び氏名社会福祉法人青森福祉会  
理事長 福祉山 三郎

## 福祉系高校修学資金 退職届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 号	
現住所	〒 - 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )	
フリガナ		生年月日
氏名	印	年 月 日 ( 歳)

退職したので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先	団体・会社名		
	施設・事業所名		
	所在地等	〒 - 電話 ( )	
	職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外( )	
	雇用形態	年間換算での介護従事日数が180日	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
	採用年月日	年 月 日	
	退職年月日	年 月 日	
	在籍期間中の 休職の有無	<input type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし	
休職期間	※休職期間がある場合のみ記入してください。 年 月から 年 月まで( 年 か月)	休職理由	
退職理由			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長  
の職及び氏名

印

## 福祉系高校修学資金 退職届

令和 7 年 1 月 15 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

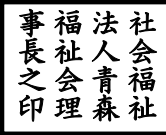
貸付番号	第 1234 号
現住所	〒036-8063 弘前市宮園2丁目□-□ 自宅電話 ( ) 携帯電話 080 ( 1234 ) ××××
フリガナ	アオモリ ハナコ 生年月日
氏名	青森 花子 平成17年 4月 2日 (20歳)

退職したので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先	団体・会社名	社会福祉法人青森福祉会		
	施設・事業所名	デイサービスセンターりんご園		
	所在地等	〒036-8171 弘前市取上1丁目□-△ 電話 0172 ( 34 ) ××××		
	職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外( )		
	雇用形態	年間換算での介護従事日数が180日	<input checked="" type="checkbox"/> 以上	<input type="checkbox"/> 未満( 日)
	採用年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
	退職年月日	令和 7 年 1 月 31 日		
	在籍期間中の 退職の有無	<input type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input checked="" type="checkbox"/> なし		
休職期間	※休職期間がある場合のみ記入してください。 年 月から 年 月まで( 年 か月)		休職理由	
退職理由	一身上の都合により退職			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 6年 4月 30日

業務従事先の施設(所属団体)の長  
の職及び氏名社会福祉法人青森福祉会  
理事長 福祉山 三郎

## 福祉系高校修学資金 返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 号	
現住所	〒 ー 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日 ( 歳)

貸付金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、青森県福祉系高校学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

介護福祉士登録年月日	年 月 日		
借入期間 (在学期間)	年 月 から	借入金額	円
	年 月 まで ( 年 箇月)	返還済額	円
返還猶予を 求める期間	年 月 から	返還免除済額	円
	年 月 まで ( 年 箇月)	返済猶予申請額	円
申請理由	※該当する項目に☑してください。 <input type="checkbox"/> 青森県内で介護職員等の業務に従事 <input type="checkbox"/> 契約解除後も在学している <input type="checkbox"/> 卒業後、進学した <input type="checkbox"/> 心身の故障により療養中 <input type="checkbox"/> 被災した <input type="checkbox"/> その他( )		
申請理由発生年月日	年 月 日		
卒業後の状況	期 間		就業先又は進学先
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 箇月	
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 箇月	

※ 申請理由の内容を証明できる書類を添付してください。

## 福祉系高校修学資金 返還債務履行猶予申請書

令和 7 年 4 月 10 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 1234 号
現住所	〒036-8063 弘前市宮園2丁目□-□ 電話番号 携帯電話 080 ( 1234 ) ××××
フリガナ	アオモリ ハナコ
氏名	青森 花子 平成17年 4月 2日 (20歳)

貸付金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、青森県福祉系高校学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

介護福祉士登録年月日	令和 6 年 4 月 3 日		
借入期間 (在学期間)	令和 3年 4月 から 令和 6年 3月 まで ( 3 年 箇月)	借入金額	440,000
返還猶予を 求める期間	令和 7年 4月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	返還免除済額	円
申請理由	※該当する項目に☑してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 青森県内で介護職員等の業務に従事 <input type="checkbox"/> 卒業後、進学した <input type="checkbox"/> 被災した <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 契約解除後も在学している <input type="checkbox"/> 心身の故障により療養中		
申請理由発生年月日	令和 7年 3 月 1 日	返済猶予申請額	440,000
卒業後の状況	期 間	就業先又は進学先	
	令和 6年 4月 から 令和 7年 1月 まで・現在	年 10箇月	デイサービスセンターりんご園
	令和 7年 3月 から 年 月 まで・ <b>現在</b>	年 1箇月	訪問介護ステーションほたて

※ 申請理由の内容を証明できる書類を添付してください。

## 福祉系高校修学資金 連帯保証人変更願

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

貸付番号 第 号

借受人氏名 ⑩

連帯保証人の変更をしたいので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

現在の 連帯保証人	(フリガナ)	借受人との 関係	
変更後の 連帯保証人	(フリガナ)	借受人との 関係	
変更の理由			

## 【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ		性別	生年月日	
氏名	⑩	男 女	年 月 日 ( 歳)	
現住所	〒 - 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )			
勤務先等	(名称)			
	(所在地) 〒 - 電話番号 ( )			
	(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他			
	(職種)	年収	約	円
<p>私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、福祉系高校修学資金等の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 ⑩</p>				

※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

## 福祉系高校修学資金 連帯保証人変更願

令和4年 5月 6日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

貸付番号 第 1234 号

借受人氏名 青森 花子

青森

連帯保証人の変更をしたいので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

現在の 連帯保証人	(フリガナ) アオモリ タロウ 青森 太郎	借受人との 関係	父
変更後の 連帯保証人	(フリガナ) アオモリ ヨウコ 青森 洋子	借受人との 関係	母
変更の理由	両親が離婚したため		

## 【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	アオモリ ヨウコ	性別	生年月日
氏名	青森 洋子	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	昭和 52 年 6 月 1 日 (44歳)
現住所	〒030-0945 青森市桜川〇丁目×-× □□ハイツ101号 自宅電話 ( ) 携帯電話 090 (××××) 5432		
勤務先等	(名称) (有)青森生花店		
	(所在地) 〒030-0943 青森市幸畑 1 丁目〇-□	電話番号 017(738)××××	
	(雇用形態) 正規職員 <input checked="" type="radio"/> ・非正規職員 ( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート ) ・自営業 ・その他		
(職種) サービス業	年収	約	2,000,000 円
私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、福祉系高校修学資金等の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。			
連帯保証人 青森 洋子			青森

※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

## 福祉系高校修学資金 借受人死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 氏 名

住 所 〒 -

電話番号 ( )

借受人が死亡したため、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	
借受人氏名	
借受人住所	〒 -
死亡年月日	年 月 日
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで( か月)
貸付金額	円

備考 ※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。



## 福祉系高校修学資金 借受人死亡届

令和 5年 5月 25日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人氏名 青森 太郎

青森

〒036-8062  
住所 弘前市宮園2丁目□-□

電話番号 090 (2345) 〇〇〇〇

借受人が死亡したため、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	アオモリ ハナコ
借受人氏名	青森 花子
借受人住所	〒 036 - 8062 弘前市宮園2丁目□-□
死亡年月日	令和 5年 5月 10日
貸付期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日(36か月)
貸付金額	440,000 円

備考 ※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

## 福祉系高校修学資金 返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 号		
現住所	〒 ー 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )		
フリガナ	生年月日		
氏名	Ⓜ	年 月 日 ( 歳)	

修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

介護福祉士登録年月日	年 月 日		
借入期間 (在学期間)	年 月 から	借入金額	円
	年 月 まで ( 年 箇月)	返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から	返還免除済額	円
	年 月 まで ( 年 箇月)	返還免除申請額	円
申請理由※ (該当番号に○)	1 介護福祉士等の業務に従事 (1年・2年・3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他( )		
卒業後の状況	就業期間		就業先の名称
	年 月 から	年 か月	
	年 月 まで・現在		
	年 月 から	年 か月	
	年 月 まで・現在		
	年 月 から	年 か月	
	年 月 まで・現在		
添付書類 提出前に□に☑ してください。	介護福祉士の業務に従事 ⇒ 業務従事届		福高様式⑦
	死亡 ⇒ 死亡届及び死亡診断書		□
	心身の故障 ⇒ 医師の診断書		□
	その他 ⇒ 内容を証明できる書類		□

## 福祉系高校修学資金 返還債務免除申請書

記入例

令和 9年 4月 5日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	第 1234 号
現住所	〒030-0862 弘前市宮園2丁目□-□ 自宅電話 ( ) 携帯電話 080 (1234) ××××
フリガナ	アオモリ ハナコ
氏名	青森 花子
	生年月日 平成 17年 4月 2日 (22歳)

修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

介護福祉士登録年月日	令和 6年 4月 3日		
借入期間 (在学期間)	令和 3年 4月 1日 から 令和 6年 3月 まで ( 3 年 )	借入金額	440,000 円
		返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月 )	返還免除済額	円
		返還免除申請額	440,000 円
申請理由※ (該当番号に○)	1 介護福祉士等の業務に従事 (1年・2年・3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他( )		
卒業後の状況	就業期間		就業先の名称
	令和6年4月から 年 月 まで・現在	3年 か月	デイサービスセンターりんご園
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 か月	
添付書類 提出前に□に☑ してください。	介護福祉士の業務に従事 ⇒ 業務従事届(福高様式⑦)		☑
	死亡 ⇒ 死亡届及び死亡診断書		□
	心身の故障 ⇒ 医師の診断書		□
	その他 ⇒ 内容を証明できる書類		□

## 福祉系高校修学資金 返還計画書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

	貸付番号	第	号
借受人	氏 名		⑩
	住 所		
	電話番号	(	)
連帯保証人	氏 名		⑩
	住 所		
	電話番号	(	)
連帯保証人	氏 名		⑩
※連帯保証 人が2名いる 場合のみ記 入	住 所		
	電話番号	(	)

青森県福祉系高校資金貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

貸付期間	年 月から 年 月まで( か月)
貸付金額	円
返還免除額	円
返還総額	円
返還方法	※どちらかに☑してください <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 月賦                      <input type="checkbox"/> 半年賦                 </div>
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月)
返還理由	※該当する番号に○をつけてください。 1. 貸付の辞退・進学・進路変更のため 2. 介護・福祉以外の業務に従事することになったため 3. 県外で就労することになったため 4. 介護福祉士の資格を登録しなかったため 5. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 6. その他理由( )

## 福祉系高校修学資金 返還計画書

令和 7年 6月 1日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 1234 号  
借受人 氏名 青森 花子  
住所 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 080 ( 1234 ) ××××

連帯保証人 氏名 青森 太郎  
住所 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 090 (2345) 〇〇〇〇

連帯保証人 氏名 (印)  
※連帯保証人が2名いる  
場合のみ記入 住所  
電話番号 ( )

青森

青森

青森県福祉系高校資金貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

貸付期間	令和 3年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで (36か月)
貸付金額	440,000 円
返還免除額	0 円
返還総額	440,000 円
返還方法	※どちらかに☑してください <input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
返還期間	令和 7年 2月 1日 から令和 12年 1月 25日 まで (60か月)
返還理由	※該当する番号に○をつけてください。 1. 貸付の辞退・進学・進路変更のため 2. 介護・福祉以外の業務に従事することになったため 3. 県外で就労することになったため 4. 介護福祉士の資格を登録しなかったため 5. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 6. その他理由( )

## 福祉系高校修学資金 返還方法変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

	貸付番号	第	号
被貸付者	氏名		⑩
	住所		
	電話番号	(	)
連帯保証人	氏名		⑩
	住所		
	電話番号	(	)
連帯保証人	氏名		⑩
※連帯保証人が2名いる場合のみ記入	住所		
	電話番号	(	)

青森県福祉系高校資金貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額)	円		
	内訳	貸付金額	円
		返還免除額	円
		返還済額	円
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

## 福祉系高校修学資金 返還方法変更届

令和 8年 9月 1日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 1234 号  
借受人 氏名 青森 花子  
住所 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 080 ( 1234 ) ××××

連帯保証人 氏名 青森 太郎  
住所 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 090 (2345) ○○○○

連帯保証人 氏名  
※連帯保証人が2名いる  
場合のみ記入 住所  
電話番号 ( )

青森県福祉系高校資金貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額)		440,000	円
	内訳	貸付金額	440,000 円
		返還免除額	0 円
		返還済額	440,000 円
変更理由	まとめて返還したいため。		
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input checked="" type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

## 福祉系高校修学資金 受験予定申出書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 号

借受人氏名 ⑩

〒 -  
住 所

電話番号 ( )

私は、下記の理由により次回の介護福祉士試験を受ける予定であることを申し出ます。  
また、次回の介護福祉士国家試験を合格し、資格を取得する意思があることから、介護福祉士資格の登録時まで、私の返還の債務の履行を猶予していただくようお願いします。

### 1. 受験予定試験

(1) 予定時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月実施予定

(2) 試験内容 第 \_\_\_\_\_ 回 介護福祉士国家試験

### 2. 受験理由

前回の第 \_\_\_\_\_ 回介護福祉士国家試験を

受験したが不合格だったため ※該当する方に☑

下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入



## 福祉系高校修学資金 受験予定申出書

記入例

令和 6年 4月 10日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 1234 号  
借受人氏名 青森 花子  
住所 〒036-8062 弘前市宮園2丁目□-□  
電話番号 080 (1234) ××××

青森

私は、下記の理由により次回の介護福祉士試験を受ける予定であることを申し出ます。  
また、次回の介護福祉士国家試験を合格し、資格を取得する意思があることから、介護福祉士資格の登録時まで、私の返還の債務の履行を猶予していただくようお願いします。

## 1. 受験予定試験

(1) 予定時期 令和 7年 1月 実施予定(2) 試験内容 第 37 回 介護福祉士国家試験

## 2. 受験理由

前回の第 36 回 介護福祉士国家試験を 受験したが不合格だったため ※該当する方に 下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入

## 青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱

### 第1条 事業の目的

本事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### 第2条 実施主体

本事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行う。

### 第3条 貸付対象者、貸付期間及び貸付額

貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

#### 1 貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。

なお、貸付対象者の選定については以下の通り行う。

(1) 貸付対象者の選定にあたっては福祉系高校から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

(2) 貸付対象者の選定は、福祉系高校の入学決定前に行うことができる。この場合、貸付対象者の福祉系高校への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めるものとする。

#### 2 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができる。

#### 3 修学資金の貸付上限額は次の（1）から（4）の合算額以内とする。

なお、（1）から（4）については授業料、入学金に充当することは出来ない。

(1) 修学準備金 入学時の貸付に限り 30,000 円以内

・介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。

(2) 介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内

・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

(3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

- (4) 就職準備金 卒業時の貸付に限り 200,000 円以内
- ・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

#### 第4条 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付は、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。
- 3 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

#### 第5条 保証人

本事業においては、法定代理人が保証人となることとし、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### 第6条 貸付契約の解除及び貸付の休止

- 1 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。
  - (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - (4) 死亡したとき。
  - (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 県社協会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 県社協会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付を行わないものとする。

#### 第7条 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付を受けた者が、地域の介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協会は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、県社協会は、貸付を受けた者に対して、県社協会長が定める時期に業務従事届の提出を求め、貸付を受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

- 1 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、青森県内において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅

サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年(以下、「返還免除対象期間」という)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、青森県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができる。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(例えば育児休業等により本条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。)により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることができる。本運用については、第10条における読み替えの適用は除くものとする。

2 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

## 第8条 返還

本事業による貸付を受けた者が、次の各号の1に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支

援等を行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- 3 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、青森県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。  
なお、第9条において規定される業務に従事した場合においては、当該返還に充てるための資金を新たに貸し付けることにより事業が移行する。
- 4 青森県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 5 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第9条 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知（以下、「事務次官通知」という））の第12の2（1）における充当資金返還免除対象業務と同義）に従事した場合は、事務次官通知の第1の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下「返還充当資金」という）を貸し付け、第8条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

新たに貸し付けた返還充当資金に係る貸付方法、返還の債務免除、返還及び会計処理等の運用については、事務次官通知の規定に則り行うものとする。

#### 第10条 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第7条、第8条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第7条、第8条、第9条（1）において先述の通り読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えて運用するものとする。

#### 第11条 返還の債務の履行猶予

##### 1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付を受けた者が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

## 2 返還の債務の履行の裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付を受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 青森県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

## 第12条 返還の債務の裁量免除

1 県社協会長は、本事業による貸付を受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき

・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

・返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 貸付を受けた都道府県の区域内において本事業による貸付を受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき

・返還の債務の額の全部又は一部

2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、1（3）における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めること。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付を受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 裁量免除の額は、青森県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

### 第13条 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならぬ日までにこれを返還しなかったときは、最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

### 第14条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青森県との調整のうえ、県社協会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。